

日本向け牛肉輸出のリスク評価項目毎の情報 (暫定版)

大項目	中項目	小項目	国名																	
			オーストラリア	ニュージーランド	メキシコ	チリ	米國	パヌアツ	パナマ	コスタリカ	ブラジル	カナダ	ノルウェー	中国	アルゼンチン	ハンガリー	ニカラグア			
生体牛 (感染率・蓄積量)	侵入リスク	生体牛の輸入(頭) 2	英国	70 (194)	11 (0)	0 (0)	0 (0)	206 (210)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	117 (198)	0 (0)	不明 (1990年以前の 頭数記載なし)	19 (24)	57 (105)	0 (0)		
			他リスク国	無視出来る～ 非常に低い	34 (80)	約320万 (約160万) (大部分は米・加から)	51 (152) (米・加から)	13,019,987 (11,691,683)	0 (0)	無視できる	無視できる～ 非常に低い	無視できる～低い	1,558,282 (1,295,811)	無視できる～ 非常に低い	2,381 (1990年以前の 頭数記載なし)	無視できる	低い～中程度	無視できる～ 低い		
		肉骨粉の輸入(トン) 2	英国	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (24)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	26 (0)	0.1 (工業用であり飼料として は用いられていない)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
			他リスク国	0 (44)	0.016 (295)	約80万 (約90万) (大部分は米・加から)	2,725 (米・加から)	330,626 (229,701)	0 (0)	0 (18)	0 (206)	180.2	252,360 (312,340)	7,770 (7,771) この輸入のうち大半は実 際には輸入されていない 又は海外からの感染リス クとはなっていないことが 示唆されている	約271 (1994年以前、2000年以 降の記載なし)	0 (0)	18,931 (41,258)	0 (15)		
		動物性油脂の輸入(トン)			欧州から総量約643ト														欧州から総量100ト未満	
		輸入された動物飼料 及び飼料原料																		
		牛に給与された可能性がある 反すう動物由来の輸入製品																		
		牛の体内(in vivo)利用に供される 反すう動物由来の輸入製品																		
		上記物品の処分に対する 疫学的調査結果			(輸入後の追跡調査につ いて記述)	(輸入後の追跡調査につ いて記述)	(輸入後の追跡調査につ いて記述)	(輸入後の追跡調査につ いて記述)	(輸入後の追跡調査につ いて記述)	(輸入後の追跡調査につ いて記述)	(輸入後の追跡調査につ いて記述)	(輸入後の追跡調査につ いて記述)	(輸入後の追跡調査につ いて記述)	(輸入後の追跡調査につ いて記述)	(輸入後の追跡調査につ いて記述)	(輸入後の追跡調査につ いて記述)	(輸入後の追跡調査につ いて記述)	(輸入後の追跡調査につ いて記述)	(輸入後の追跡調査につ いて記述)	
		暴露・増幅 リスク	3	飼料規制 (反すう動物由来たん 白質の反すう動物へ の給与禁止)	国内措置	・1997年10月～ ・2001年～ 脊椎動物由来肉骨粉 の反すう動物への 給与禁止	・2000年1月～ 非反すう動物由来肉骨粉 の使用は 依然として可能	・2002年～	・2000年12月～	・1997年8月～ ・2005年10月 全動物飼料へのSRMの 利用を禁止する改正案公 表	・1995年～	・2001年6月～ 反すう動物由来肉骨粉含 有飼料・汚染飼料の反す う動物への給与禁止 肉骨粉・SRMの 全ての食用家畜向け 飼料原料への使用禁止	・2001年～ 反すう動物由来肉骨粉の 反すう動物への給与 禁止	・1996年7月～ ・2001年2月～ 反すう動物由来肉骨粉の 反すう動物への給与禁止 ・2007年7月～ 全動物飼料、ペットフ ード、肥料へのSRMの利 用禁止(予定) ・2004年3月～ 一切の動物性たん白質 または脂肪の反すう 動物への給与禁止	・1994年6月～ ・1999年10月～ 反すう動物由来肉骨粉の 反すう動物への給与 禁止 ・2001年～ 肉骨粉及び加工された 陸生動物たん白質の 家畜への給与禁止	・1995年～ ・2002年6月～ 反すう動物由来肉骨粉の 反すう動物への給与 禁止 ・1992年6月～ ・2004年12月 乳・魚・卵・羽毛のたん 白質以外の動物性たん 白質の反すう動物への 給与禁止	・1990年10月～ ・1997年～ 反すう動物由来肉骨粉の 反すう動物への給与 禁止	・2001年～ 反すう動物由来肉骨粉の 反すう動物への給与 禁止		
家畜衛生条件等	米國政府はBSEの侵入 防止、まん延防止及び消 滅のための措置を継続す る これら措置にはSRM除 去、効果的な飼料規制及 びサーベイランスが含ま れる 米國政府がBSEに関する 規制・対策の改訂を行う 場合、米國農務省は事前 に日本国家畜衛生当局 に通報すること																			
自国産反すう動物群由来の 肉骨粉又は獣脂がすの生産																				
遵守状況と交差汚染の可能性				・殆どの牛は、牧草飼料 により育てられている ・混合工場(牛用と他の家 畜用を生産)あり (117工場中、47工場) ・遵守状況を査定する監 査を実施 ・飼料中の反すう動物た ん白質を検出する試験法 を開発	・混合工場あり ・飼料工場で監査が行わ れたり、輸送時のコンテ ナや機器の洗浄などが規 定されている ・飼料サンプルの反すう 動物たん白質検査を実施	・混合工場あり ・工場では生産ラインの 洗浄や内部管理が行わ れる ・工場・農場で検査が行 われることはある	・混合工場あり ・飼料工場は年1、2回監 査を受けることになってい る ・農場での混合飼育 ・飼料サンプルの反すう 動物たん白質検査を実施	・混合工場あり ・飼料工場は年1、2回監 査を受けることになってい る ・FDA等の検査官により、 遵守状況についての検査 実施	・バヌアツでは牛は牧草 のみで飼育されており、 牛に対する肉骨粉の給与 の可能性は少ないと思わ れる ・しかし農場での交差汚 染の可能性は排除出来 ない	・混合工場あり ・農場での混合飼育も広 く普及している ・牛と豚・鶏の混合飼育 農家は少ない ・飼料の実態から、肉骨 粉の牛への給与の可能 性は非常に少ない ・輸送法、混合飼育など に関する情報は得られて いない ・2003年～ 反すう動物飼料サンプ リングプログラム開始 飼料検査を実施した33 飼料中4サンプルに乳以 外の動物由来たん白質 が含まれていた	・牛と豚・鶏の混合飼育 農家は少ない ・工場では生産時間をず らしたり、洗浄を行って いる ・飼料サンプルの反すう 動物たん白質検査を実施 ・補助飼料の使用はまれ	・ノルウェーでは反すう動 物に動物性たん白質を給 餌する慣習は見られない ・混合工場あり 製造ラインの分離はな されていない ・1995年～ 飼料サンプルの反すう 動物たん白質検査を実施	・カナダ食品検査庁(CFIA) はBSEの侵入防止、まん 延防止及び撲滅のため の措置を継続する これら措置にはSRM除 去、効果的な飼料規制及 びサーベイランスが含ま れる CFIAがBSEに関する規 制・対策の改訂を行う場 合、CFIAは事前に日本 国家畜衛生当局に通報す ること	・中国は動物廃棄物の加 工技術・設備は整ってい ない ・大規模食肉処理場の多 数者はこれら副産物の生 産には携わっていない (2000) ・中国の牛の90%以上は 粗放型農家において飼育 されており、動物性たん 白質を給餌される可能性 はほとんどない ・混合飼育はあまりない が、可能性はある ・飼料サンプルの反すう 動物たん白質検査を実施	・BSEの発生がないこと又 は反すう動物から生産さ れた肉骨粉の反すう動物 への給与が有効に実施さ れた後に生まれたもので あること または、反すう動物の肉 骨粉が給与されなかった こと	・1997年～ 飼料サンプルの反すう動 物たん白質検査を実施 この結果から、管理が有 効に行われていること 同時に交差汚染が生じて いることも示された。	・1997年～ 飼料サンプルの反すう動 物たん白質検査を実施 この結果から、管理が有 効に行われていること 同時に交差汚染が生じて いることも示された。			
特定危険部位(SRM)の利用 (レンジング)				レンジング実施 SRM、死廃牛もレンジ ングされる	レンジング実施 SRM、死廃牛もレンジ ングされる	レンジング実施 ただしSRM、死廃牛はレ ンジングされない	2001年2月～ 133、3気圧、20分とい う基準を義務化したもの の、この措置の実施状況 を評価する情報は何も 表示されていない	レンジング実施 SRM、死廃牛もレンジ ングされる	レンジング実施 SRMはレンジングされ る 死廃牛は埋却される	レンジング実施 SRMはレンジングされ る 死廃牛は埋却される	レンジング実施 SRMは大半はレンジング されない(化整場で処 理されるのは全体の10%) 死廃牛は埋却される	レンジング実施 SRM、死廃牛もレンジ ングされる	レンジング実施 SRM、死廃牛もレンジ ングされる	動物廃棄物の設備は整っ ておらず、大多数は副産 物の生産を行っている 反すう動物由来の農産物 を飼料として使う可能性 は極めて低い(レンジング は行われていないと推 定される)	レンジング実施 ただしSRM、死廃牛はレ ンジングされない	レンジング実施 ただしSRM、死廃牛はレ ンジングされない	2001年～ 肉骨粉製造工場における 死廃牛、と畜牛や豚・骨 髄の使用禁止			
BSEの暴露・増幅 リスクシナリオ(モデル)			(交差汚染の確率・汚染 量による感染規模をモデ ル化)																	

日本向け牛肉輸出のリスク評価項目毎の情報 (暫定版)

大項目	中項目	小項目	国名																
			オーストラリア	ニュージーランド	メキシコ	チリ	米 国	パナマ	バヌアツ	パナマ	コスタリカ	ブラジル	カナダ	ノルウェー	中 国	アルゼンチン	ハンガリー	ニカラグア	
生体牛 (感染率・ 畜積量)	サーベイランスによる検証	サーベイランス	バ国内シブ置	1990年以前	2002年以前	1996年～	1996年～	1990年～				2001年2月以前 (狂犬病サーベイランス のもとで実施されていた)	1992年～	1998年8月～	1997年～ { -4}	1992年～	1980年代後半～	2000年～	
			ア国内シブ置	1990年～ 1997年9月～ 全国TSEサーベイランス プログラム(NTSESP)実施	2002年7月～ アクティブサーベイランス の要素を含むBSEサーベ イランスプログラムに改 正	1996年～ 若干の実施 2004年～ BSEサーベイランス強化 計画開始 これは、CPA(口蹄疫及 び他の外来動物疾病予 防に関するメキシコ・米 国委員会)により促進され ている	2002年～ 若干の実施 2005年～2006年12月30 日までの18ヶ月間、集中 サーベイランスプラン { -3}	2004年6月～ 拡大サーベイランス (2006年6月終了)		2002年 サーベイランス体制は 整っていない バヌアツに1施設ある畜 産場で検出された全ての 牛(死産牛、切迫と疑 牛、健康と畜牛)の脳を検 査するプログラムを開発 中(年間約40頭)	1999年～ 主にバッシュサーベ イ ランス		2001年2月～ 若干の実施	2004年1月～ 拡大サーベイランスを開 始 ELISA法を導入	2001年～	2001年～ { -5}	1996年～ 1996年からサーベ イ ランス数は増加しているが、 低レベルの臨床的BSEは 検出できるほどの能力は 無いと思われる。	1997年～	行われていない
			家畜衛生条件等					米 国政府はBSEの侵入 防止、まん延防止及び消 滅のための措置を継続す る これら措置にはSRM除 去、効果的な飼料規制及 びサーベイランスが含ま れる 米 国政府がBSEに関する 規制・対策の改訂を行う 場合、米 国農務省は事前 に日本国家畜衛生当局 に通報すること					カナダ食品検査庁(CFIA) はBSEの侵入防止、まん 延防止及び撲滅のため の措置を継続する これら措置にはSRM除 去、効果的な飼料規制及 びサーベイランスが含ま れる CFIAがBSEに関する規 制・対策の改訂を行う場 合、CFIAは事前に日本国 家畜衛生当局に通報す ること			BSEの発生がないこと又は OIEコードに第3.2.13.1 に基づく、有効かつ継続 的なサーベイランス及び モニタリング精度が実施 されていること			
		母集団の構造	全頭数 約2,800万頭 肉牛約2,400万頭 乳牛約400万頭	全頭数 約1,020万頭 肉牛約120万頭 乳牛約370万頭	全頭数 約3千万頭 大半は肉牛 約6%が乳牛	全頭数 約400万頭 約160万頭は24ヵ月齢以上 、そのうち約150万頭は 産牛(約93万頭の肉用 産牛、約61万5千頭の乳用 産牛)	全頭数 約9500万頭	全頭数 約13万5千頭 乳牛約440頭 雄牛は75%が食肉用 雌牛は8%が食肉用	全頭数 約153万頭	全頭数 約136万頭	全頭数 約1億6700万頭	全頭数 約1500万頭	全頭数 約100万頭	全頭数 約1億398万1千頭 そのうち24ヵ月齢以上は 51%	全頭数 約5200万頭 そのうち24ヵ月齢以上は 51%	全頭数 約91万頭 肉牛 約41万5千頭	全頭数 約200万頭 乳牛(成牛) 約50万頭 肉牛 約21万頭 繁殖用 約62万頭 労働用 約1万頭		
		サンプリング	高リスク牛からの 抽出検査 正常牛は、2001～2003 年にPrionics迅速検査の 現場試験にて407サンプ ルが検査された	高リスク牛からの 抽出検査 正常牛は、 1998年、1,009サンプル 2001年 1,024サンプル 2002年 514サンプルを検 査	高リスク牛からの 抽出検査	高リスク牛(死亡牛、 切迫と疑牛、BSE疑状 牛)からの抽出検査 健康牛のサンプリングは 考慮していない { -2}	高リスク牛からの 抽出検査 サーベイランスとして30ヵ 月齢以上の健康と畜牛の ごく一部を検査している	行われていない	主に高リスク牛からの抽 出検査	高リスク牛(神経症状を 呈した牛)と、 36ヵ月齢以上の健康と畜 牛	主に高リスク牛からの 抽出検査	主に高リスク牛からの 抽出検査	主に高リスク牛からの 抽出検査	輸入された全ての牛(受 胎卵及び子孫を含む) { -4} 特に疑わしい乳牛(2歳を 超えるもの)	高リスク牛と、 高齢の健康と畜牛	主に高リスク牛からの 抽出検査	主に高リスク牛からの 抽出検査		
		採材	頭部および/または門 の組織の未固定標 本(3～10g)を凍結し、WB 法によりPrPScの有無、 または透過型電子顕微鏡 検査によりスクレイビー開 通線維(SAF)の有無を調 べる 脳の残りの部分は、糞生 物検査用に適切に標本を 採取した後、組織学的検 査のために10%中性緩衝 ホルマリン食塩水で固定 { -3}	頭部および/または門 の組織の未固定標 本(3～10g)を凍結し、WB 法によりPrPScの有無、 または透過型電子顕微鏡 検査によりスクレイビー開 通線維(SAF)の有無を調 べる 脳の残りの部分は、糞生 物検査用に適切に標本を 採取した後、組織学的検 査のために10%中性緩衝 ホルマリン食塩水で固定 { -3}	・未固定組織:迅速検査 用(免疫ブロット) 延髄門部を四角く切 断し、ニカルチューブに入 れ冷凍する ・固定組織:組織病理学 的検査、IHC法用 上記のサンプルを採取し た後に残った脳の部分及 び、あらかじめ切り離した 小脳、動物の死から2時 間以内に10%中性ホルマ リン溶液中に入れる { -2}	NVSL Standard operation procedure Appendix1には延髄門部 (Obex)は示されている が、確認検査まで考慮 したサンプリング方法は 明記されていない	サンプルは牧場、レンダ リング工場、と畜場、獣医 病理学検査研究施設など から採取される。 延髄門部組織の横断切 片を切り出す (詳細はNCFAD test protocol 'IHC Detection of Prion Protein in BSE' に記載)	一次検査 Prionic Check Western Blot またはBiorad TeSeE ELISAを使用 一時検査で確定的でない 結果が出たサンプルは、 NCFADにある国立BSEリ فرنسラゴでIHC法を用 いた確定試験が行われ る 1992年～ 病理組織学的検査を導 入 1994年～ IHC検査法を導入	一次検査 Biorad社のELISAキット使 用 確認検査 IHC法およびOIE Manual of Standardsに記載され ているWB法(SAF Immunoblot)を行う	一次検査 Biorad社のELISAキット使 用 確認検査 IHC法およびOIE Manual of Standardsに記載され ているWB法(SAF Immunoblot)を行う	一次検査 Biorad社のELISAキット使 用 確認検査 IHC法およびOIE Manual of Standardsに記載され ているWB法(SAF Immunoblot)を行う	一次検査 Biorad社のELISAキット使 用 確認検査 IHC法およびOIE Manual of Standardsに記載され ているWB法(SAF Immunoblot)を行う	一次検査 Biorad社のELISAキット使 用 確認検査 IHC法およびOIE Manual of Standardsに記載され ているWB法(SAF Immunoblot)を行う	一次検査 Biorad社のELISAキット使 用 確認検査 IHC法およびOIE Manual of Standardsに記載され ているWB法(SAF Immunoblot)を行う	一次検査 Biorad社のELISAキット使 用 確認検査 IHC法およびOIE Manual of Standardsに記載され ているWB法(SAF Immunoblot)を行う	一次検査 Biorad社のELISAキット使 用 確認検査 IHC法およびOIE Manual of Standardsに記載され ているWB法(SAF Immunoblot)を行う	一次検査 Biorad社のELISAキット使 用 確認検査 IHC法およびOIE Manual of Standardsに記載され ているWB法(SAF Immunoblot)を行う		
検査方法	組織学的検査で明らか な陰性結果が得られず、 神経学的兆候について他 の診断も得られなかった 場合には、検体をオース トラリア動物衛生研究所 に送付し検査を行う(IHC 法、ELISA法、透過型電 子顕微鏡検査、マウス バイオアッセイ等) { -3}	組織学的検査で明らか な陰性結果が得られず、 神経学的兆候について他 の診断も得られなかった 場合には、検体をオース トラリア動物衛生研究所 に送付し検査を行う(IHC 法、ELISA法、透過型電 子顕微鏡検査、マウス バイオアッセイ等) { -3}	・組織病理学的検査 1996年～、CENASA(国 立家畜衛生診断サービ センター)にて、ホルマ リン漬けて送付されたサ ンプルについて実施 ・WB法 2004年7月～ CPAの研究所にて、全サ ンプルについて実施 ・IHC法 CPAの研究所にて、確 認検査として実施 { -1}	病理組織学的検査が 1996年から、 IHC法が2000年から WB法が2001年から行 われている	病理組織学的検査が BSEの疑い例を検査する 唯一の方法 確認検査は、必要であ ればドイツでIHC法を用 いて行われる 近い将来にはIHC法が設 定される予定	病理組織学的検査が BSEの疑い例を検査する 唯一の方法 確認検査は、必要であ ればドイツでIHC法を用 いて行われる	病理組織学的検査及び 免疫組織化学検査、もし はそのいずれかにより診 断	病理組織学的検査及び 免疫組織化学検査、もし はそのいずれかにより診 断	病理組織学的検査及び 免疫組織化学検査、もし はそのいずれかにより診 断	病理組織学的検査及び 免疫組織化学検査、もし はそのいずれかにより診 断	病理組織学的検査及び 免疫組織化学検査、もし はそのいずれかにより診 断	病理組織学的検査及び 免疫組織化学検査、もし はそのいずれかにより診 断	病理組織学的検査及び 免疫組織化学検査、もし はそのいずれかにより診 断	病理組織学的検査及び 免疫組織化学検査、もし はそのいずれかにより診 断	病理組織学的検査及び 免疫組織化学検査、もし はそのいずれかにより診 断				
判定のための専門家会議				病理学者のみから構成 されるとされているが、 メンバーは公表されて いない															

日本向け牛肉輸出のリスク評価項目毎の情報 (暫定版)

大項目	中項目	小項目 1	国名															
			オーストラリア	ニュージーランド	メキシコ	チリ	米國	パスタツ	パナマ	コスタリカ	ブラジル	カナダ	ノルウェー	中国	アルゼンチン	ハンガリー	ニカラグア	
牛肉及び牛の内臓 (汚染率・汚染量)	と畜対象	トレーサビリティ(月齢確認)	1960年代後半～ テイルタグシステム (牛の識別システム)開始 1997年～ 全国家畜個体識別システム(NLIS)開始 1998年に導入された全国出荷者証明書(NVD)と連動した黄緑色の専用タグ及び無線周波数識別装置(RFID)を利用し、家畜の識別を行う(-4) 2005/7/1～義務化	1997年～ 牛・鹿の識別システム義務化		牛衛生トレーサビリティ公式プログラムの開始 公式証明下種牛プログラム(PABCO)による出生の記録の保証(-2)	個体月齢証明 集団月齢証明 A40					2001年1月～ 個体識別プログラム実施 2002年7月～ 同プログラムへの加入義務化 2005年3月～ 出生年月日の任意入力	1995年以降、すべての輸入牛には赤の標識がつけられ、トレーサビリティに役立っている 1999年以降、すべてのノルウェー産牛にはEU法令の実施のため標識がつけられている	全ての輸入牛については、牛の耳標及び蹄標により、過去及び現在の生産段階、病歴、その産仔ならびに飼育農場が追跡できるようにされており、また輸入牛及びその産仔に対する長期的サーベイランスが義務付けられている(-1)	1995年に、畜種別に輸入した牛について国の登録制度を確立することなどを含め、BSEのリスクがある国から輸入した牛の履歴、特定、追跡調査などが制度化された			
		と畜頭数(年齢、品種)				2700万頭						430万頭						
	と畜処理の各プロセス	と畜前検査(高リスク牛の排除)	輸出用と畜場では、78%近くの牛が、と畜前とと畜後に獣医師による検査を受ける 国内消費用の牛は、牛の疾病識別について特別な訓練を受けた食肉検査官が検査を行う 疾病の疑いがある場合には獣医師が診断し、その牛の処置を決定する と畜時に神経症状を示す牛については、感染歴いとして、詳細検査のために生産ラインの場で処分され、サンプルが収集される			健康牛のサンプリングは考慮していない(-2)	食肉検査官が目視検査					食肉検査官が目視検査						
		と畜場でのBSE検査	正常牛は、2001～2003年にPrionics迅速検査の現場実験にて、407サンプルを検査	正常牛は、1998年、1,009サンプル、2001年、1,024サンプル、2002年、514サンプルを検査		健康牛のサンプリングは考慮していない(-2)	サーベイランスとして30ヵ月齢以上の健康と畜牛のごく一部を検査している	2002年 パスタツに1施設ある屠殺場で殺処分された全ての牛(死産牛、切迫と胎生、健康と畜牛)の頭を検査するプログラムを開始中(年間約40頭)				健康と畜牛の検査はごくわずか	2001～2003年と畜牛23,033頭を検査		高齢(3～7歳)の健康と畜牛を検査	健康と畜牛の検査はごくわずか		
		スタンニングの方法	ほとんどはボルト式スタンニング法(-5)		空気注入式スタンニングを禁止する規定はないが対米輸出の認定施設では禁止されている(-2)		空気注入式スタンニングの使用禁止						空気注入式スタンニングの使用禁止					
	ピッシング	行われていない(-5)				行われていない						行われていない						
	SRMの除去(せき髄除去と枝肉洗浄後の確認)	国内措置	と畜場における骨髄除去に関する規制要件は存在しないが、実際には骨髄除去が行なわれるのが普通 輸出施設における品質保証手順には、枝肉から骨髄を除去する工程が含まれるのが普通である 食品加工用に骨髄を採取するとと畜場もあるが、骨髄は、枝肉からトリミングしてレンジング処理される部位につけたままにする方がより一般的である 扁桃は、舌を洗浄する前に扁桃を舌から外し、非食用レンジング処理に回す(-5)		SRMを禁止する規定はないが対米輸出のための選別認定施設はSRMを除去しなければならない(-2)	と畜場でと畜前検査でBSEが発見された、あるいは疑われる場合には、一日の食肉処理作業の最後に解体・凍凍腔に穴をあけたり凍凍への圧縮空気注入、骨の切断などは行わない・SRMを除去するなどのプロトコルが定められている(-6)	骨割り後、吸引機によりせき髄を除去し、枝肉を5-6回洗浄 食肉検査官(獣医師含む)が目視で確認					SRM除去は行われている食肉検査官(獣医師含む)が目視により確認						
		家畜衛生			頭部(舌、頬肉を除く)、背髄、回腸位部(盲腸接続部より2メートルの部分)、脊柱(骨、脊髄神経節の構成部分)を含まない		牛の頭部(衛生的に除去された舌、頬肉を除く)、扁桃、背髄、回腸位部(盲腸接続部より2メートルの部分)及び脊柱(腰椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く)を含まない					消化管、頭部(舌及び頬肉を除く)、背髄、脊柱(骨、脊髄神経節等の構成部分)を除く	牛の頭部(衛生的に除去された舌、頬肉を除く)、扁桃、背髄、回腸位部(盲腸接続部より2メートルの部分)及び脊柱(腰椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く)を含まない	BSEの発生がないこと又は骨、脳、眼、背髄、扁桃、胸腺、脾臓及び回腸位部は、と殺時にすべて取り除かれること	消化管、頭部(舌及び頬肉を除く)、背髄、脊柱(骨、脊髄神経節等の構成部分)を除く			
	SSOP, HACCPに基づく管理(遵守の確認)	MSQA(食肉安全品質保証、工程管理にHACCP手法を取り入れている) MSQAはAQISが採用した手法 輸向け加工場に、厳格に適用することにより、安全な食肉・食肉製品の生産を可能にする統合システムを提供するもの					SSOP, HACCPにより手順を文書化 実施記録を保存					SSOP, HACCPにより手順を文書化 実施記録を保存						
	食肉等のリスク	BSE プリオンの体内分布	(BSEプリオンの体内分布について記述)	(BSEプリオンの体内分布について記述)	(BSEプリオンの体内分布について記述)	(BSEプリオンの体内分布について記述)	(BSEプリオンの体内分布について記述)	(BSEプリオンの体内分布について記述)	(BSEプリオンの体内分布について記述)	(BSEプリオンの体内分布について記述)	(BSEプリオンの体内分布について記述)	(BSEプリオンの体内分布について記述)	(BSEプリオンの体内分布について記述)	(BSEプリオンの体内分布について記述)	(BSEプリオンの体内分布について記述)	(BSEプリオンの体内分布について記述)	(BSEプリオンの体内分布について記述)	(BSEプリオンの体内分布について記述)
食肉及び先進的機械回収肉(AMR)				使用禁止規定はないが対米輸出の認定施設ではこの機械の使用は禁止		30ヵ月以上の牛の頭蓋骨、せき柱をAMRに使用することの禁止						30ヵ月以上の牛の頭蓋骨、せき柱をAMRに使用することの禁止						
内臓						(内臓の取り扱いについて記述)						(内臓の取り扱いについて記述)						

日本向け牛肉輸出のリスク評価項目毎の情報 (暫定版)

大項目	中項目	小項目 1	国名															
			オーストラリア	ニュージーランド	メキシコ	チリ	米国	パキスタン	パナマ	コスタリカ	ブラジル	カナダ	ノルウェー	中国	アルゼンチン	ハンガリー	ニカラグア	
関係者を対象とした周知プログラム			現場の獣医師は、牛のTSE判別と診断について、訓練を受けている。情報は、連邦及び州政府獣医師、民間同業獣医師、畜産ならびに関連業界に対して提供されている。BSEサーベイランスの重要性と典型的な臨床的サインを示すビデオが制作され配布されている。州の研究所関係者はTSE病理組織学について研修を受けている。国立獣医学研究所のスタッフも、IHC法、SAF検査、免疫プロット及びマウス接種等の補助的検査について訓練を受けている。	1990年にBSE啓発計画が開始され、病理学診断法の具体的な訓練が行われている。	意識トレーニング措置は1994年に開始され、1997年以降強化されている(リーフレット配布、BSE及び関連問題に関する研修プログラム、サンプリング手引書)。研究所の職員は、1997年以降メキシコだけでなくカナダ及び米国でサーベイランス、診断技法並びにリスク管理について研修を受けている。1998年11月以降、メキシコ・米国・カナダ3カ国間でBSEの診断とサーベイランスに焦点を当てた交流プログラムについて合意に達し、実施されてきた。	教育プログラムがあり、文書化されている。公式研究所の診断要員については、BSEの診断技術に関する広い技能を有する最速の専門家が4人配置されている(中央研究所に2人、X州とXII州に1人ずつ)。また他にも外国(スペイン、イギリス、スイス)の研究所でのBSE診断に専門家を参加させ、研修させている(-7)	サーベイランスによる周知プログラム	1995年～認知訓練が実施されている。獣医スタッフおよび飼育業者が注意すべき症状について、文献およびビデオを使用して訓練が行われる。	研究員の教育訓練に加え、啓蒙訓練も実施されているが、その詳細は不明。	自覚・訓練措置が1998年以來実施されてきた。政府の訓練プログラムが存在しており、これには、食品産業界及びレンダリング工場の従業員へのBSEに関する説明が含まれる。BSEに関する情報は文書化されて、コスタリカ農業・家畜省の動物衛生当局から公表された。これらの情報は各農業者組織にも送付された。	BSEの届出を確実に実行するため、各種の訓練課程や教育資料が生産者、診断医及び動物衛生機関向けに用意されている。	サーベイランスによる周知プログラム 生産者もしくはより広範囲な動物衛生に關する団体を対象とした周知と教育が行われる。					1991年以降、検査施設の獣医師のみを対象とした研修と意識向上策がとられているように、1991～1992年と、1996年に研修が行われている。また1991年以降、BSEを含むTSEがハンガリー獣医科大学の教育に組み込まれている。さらにハンガリー科学アカデミーとハンガリー人畜共通感染症学会もこの分野の会合を数回開いている。しかし一方、現場で実際に活動する獣医師や飼育業者自身を対象とした対策は行われていないようである。	
認定機関での検査実施			州・準州の動物衛生研究所 { -2 } オーストラリア動物衛生研究所(AAHL) { -3 }	オーストラリア動物衛生研究所(AAHL) { -3 }	CENASA(国立家畜衛生診断サービスセンター) CPA研究所 { -1 }	訓練を受けた職員がいる公的BSE研究所が2カ所ある	NVSL、NADC及び任意参加の州の獣医学診断研究所(SVDL)		農業省 中央診断研究所			国立獣医学研究所	中国農業部動物検査所 国家外来動物疫病診断センター(国家BSEリファレンス研究所) 中国農業大学動物医学院 国家動物海綿状脳症研究室 { -7 }	全ての診断テストは、INTA(国立農業技術)研究所で行われている	中央獣医学研究所(ブダペスト)	サンプルの分析は海外(グアテマラ)で行われている		

この資料は現在までに得られている情報をもとに整理したものであり、準備段階の議論として各国におけるBSEの状況をおおよそ把握するために用意したものであるため、必ずしも情報が十分でない可能性がある。リスク評価を行う際には改めて情報収集・整理が必要である。下線部は、第38回ブリオン調査会(9/19)以降に追加・修正した部分。

- 項目...日本、米国・カナダの評価書の項目に沿って項目出しをしたもの(網掛け)に、EFSA GBR、OIEの評価の項目を加えて作成。
- 上段はCD(Country Dossier: 国の調査書類)、下段は他の情報源による。生体牛・肉骨粉の輸入量は、GBRでリスクとして考慮外とされた数を引いたものを記載。
- 暴露・増幅リスク...米国・カナダは、これらの項目の他に「伝達性ミンク脳症」、「シカの慢性消耗病」についての情報も考慮し、評価を行った。
- この他、すべての国について以下の要件を求めている。
 - ・対日輸出施設、日本向け牛肉等が由来する牛、と殺用畜に対する家畜衛生条件。
 - ・食品について、SRMの輸入自粛を指導(平成16年7月30日 食安監視発第0730003号)
 - ・牛肉等について、輸出国の発行する検査証明書などにより、家畜の伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認められること。
 - ・飼料・肥料用について、SRMの輸入自粛を指導(平成16年8月11日16消安第4012号)
 - ・飼料・肥料に供される動物性加工たん白(特定の要件を満たすものを除く)の輸入停止。
 また、米国・カナダについては、対日輸出プログラム(20ヵ月齢以下の牛に由来する牛肉であること、SRMを除去すること等)を求めている。
- この項目はOIEのBSEコードの項目としてあがっているものであり、内容については他の項目を参照。

表中の()内は資料番号(資料2-1参照)。特に記載のないものは、GBRからの引用(中国については、中国リスク評価(2000年)からの引用)。

日本向け牛肉輸出国のリスク評価項目毎の情報収集状況(暫定版)

大項目	中項目	小項目	国名															
			オーストラリア	ニュージーランド	メキシコ	チリ	米国	パナマ	パナマ	コスタリカ	ブラジル	カナダ	ノルウェー	中国	アルゼンチン	ハンガリー	ニカラグア	
生体牛 (感染率・蓄積量)	侵入リスク	生体牛の輸入	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	1	GBR	GBR	GBR	
		肉骨粉の輸入	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	1	GBR	GBR	GBR	
		動物性油脂の輸入					1							1				
		輸入された動物飼料 及び飼料原料																
		牛に給与された可能性がある、 反すう動物に由来する輸入製品																
		牛の体内(in vivo)利用に供され る反すう動物由来の輸入製品																
	上記物品の処分に対する 疫学的調査結果	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR 2	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR 米2	GBR		GBR	GBR	GBR
	暴露・増幅リスク	飼料規制	GBR	GBR 1	GBR 2	GBR	GBR 家畜衛生条件 3, 4, 5, 6	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR 家畜衛生条件 2, 3, 4	GBR	1 家畜衛生条件	GBR	GBR	GBR
		自国産反すう動物群由来の 肉骨粉又は獣脂かすの生産																
		遵守状況と交差汚染の可能性	GBR	GBR	GBR	GBR 1	GBR 7, 8, 9, 10	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR 5, 6	GBR	1	GBR	GBR	GBR
		特定危険部位(SRM)の利用 (レンダリング)	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR 5, 11, 12	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	1	GBR	GBR	GBR
		BSEの暴露・増幅 リスクシナリオ(モデル)					2, 13, 14						米2, 米13, 米14					
	サーベイランスに よる検証	サーベイランス	GBR 2	GBR 2, 3, 4, 5	GBR	GBR 2, 3, 4, 5, 6	GBR 家畜衛生条件 15, 16, 17, 18	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR 家畜衛生条件 7, 8, 9	GBR	家畜衛生条件 1, 2, 3, 4, 5 6, 7	GBR	GBR	GBR
		母集団の構造	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR 19	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR 米19	GBR	1	GBR	GBR	GBR
		サンプリング	GBR 2	GBR	1	2	20	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR	10	GBR	1,4	GBR	GBR	GBR
		採材	2, 3	オ3		2	21						米24	GBR				
		一次検査(迅速検査)					22						8, 11					
		確認検査:WB法, IHC法	3	オ3	1	GBR	22, 23		GBR	GBR	GBR	GBR	12, 13	GBR	1	GBR	GBR	
		判定のための専門家会議					24						米24					
	牛肉及び牛の内臓 (汚染率・汚染量)	と畜対象	トレーサビリティ(月齢確認)	GBR 4	GBR		2	25, 26, 27, 28					14, 15, 16, 17, 18	GBR	1	GBR		
と畜頭数(年齢、品種)							19, 29, 30, 31					19, 20						
と畜処理の 各プロセス		と畜前検査 (高リスク牛の排除)	GBR				32, 33, 34, 35					20						
		と畜場でのBSE検査 (スクリーニング)	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR 36	GBR	GBR	GBR	GBR	GBR 8	GBR	1	GBR	GBR	GBR	
		スタンニングの方法	5		2		11					米11						
		ピッシング	5				11					21						
		SRMの除去 (せき髄除去と 枝肉洗浄後の確認)	5		家畜衛生条件 2	6	家畜衛生条件 11, 37					家畜衛生条件	家畜衛生条件 14, 22, 23, 米37		家畜衛生条件	家畜衛生条件		
SSOP, HACCPに基づく管理 (遵守の検証)		6				25, 38, 39					米25, 24							
食肉等のリスク		BSEプリオンの生体内分布	米40, 米41 米42, 米43	米40, 米41 米42, 米43	米40, 米41 米42, 米43	米40, 米41 米42, 米43	米40, 米41 米42, 米43	米40, 米41 米42, 米43	米40, 米41 米42, 米43	米40, 米41 米42, 米43	米40, 米41 米42, 米43	米40, 米41 米42, 米43	米40, 米41 米42, 米43					
		食肉及び先進的機械回収肉 (AMR)			2		11					米11						
	内臓					44, 45, 46, 47					米44							
関係者を対象とした 周知プログラム				GBR 7	15, 17, 32, 33		GBR	GBR	GBR	GBR	7, 8				GBR			
認定機関での検査実施			2, 3	オ3	1	GBR	18		GBR		8	GBR	7	GBR	GBR	GBR		

この資料は、現在までに得られている情報をもとに整理したものであり、準備段階の議論として各国におけるBSEの状況をおおよそ把握するために用意したものであるため、必ずしも情報が十分でない可能性がある。

リスク評価を行う際には改めて情報収集・整理が必要である。

「小項目」... 日本、米国、カナダの評価書の項目(網掛け)に、EFSA GBR、OIEの評価の項目を加えて作成。

「暴露・増幅リスク」... 米国・カナダは、これらの項目の他に「伝達性ミンク脳症」、「シカの慢性消耗病」についての情報も考慮し、評価を行った。

表中の数字は、各国ごとの資料番号(タイトルは次頁以降参照)を表す。また、カナダ等における表記「米(番号)」は米国の資料番号であり、同じ資料をカナダでも用いたことを表す。同様にニュージーランドにおける表記「オ(番号)」は、オーストラリアの資料番号である。

「GBR」... GBRの評価項目であり、関連情報としてGBR ワーキンググループ報告書を手済みであることを表す。

「家畜衛生条件」... 日本が当該国からの牛肉等の輸入に対して求めている輸入要件。

日本向け牛肉輸出国のリスク評価項目毎の情報収集状況 資料一覧

国名	資料番号	資料名
オーストラリア	1	Animal Health Australia (AHA) AUSVETPLAN Disease Strategy Bovine spongiform encephalopathy Version 3.1
	2	Animal Health Australia (AHA) 野外におけるサーベイランスの国家ガイドライン
	3	Animal Health Australia (AHA) Transmissible Spongiform Encephalopathies, Australia and New Zealand Standard Diagnostic Protocols for TSE
	4	Animal Health Australia (AHA) National Livestock Identification Scheme
	5	FSANZ (豪NZ合同機関) BSE RISK ASSESSMENT AND RISK MANAGEMENT STRATEGY
	6	AQIS (オーストラリア検疫検査局) A GUIDE FOR THE PREPARATION OF THE MEAT SAFETY QUALITY ASSURANCE SYSTEM(MSQA)
ニュージーランド	1	Ministry of Agriculture and Forestry (MAF) Review of Ruminant Protein Regulations
	2	Ministry of Agriculture and Forestry (MAF) New Zealand's TSE Preventive/Surveillance Programme
	3	Ministry of Agriculture and Forestry (MAF) TSE Surveillance Incentives
	4	Ministry of Agriculture and Forestry (MAF) Increased funding of two surveillance programmes
	5	Ministry of Agriculture and Forestry (MAF) Animal disease surveillance, TSE Surveillance Programme(Surveillance, Vol.32, no.2, June 2005; Annual Report 2004)
メキシコ	1	農業畜産農村開発水産食品省食品衛生安全品質管理局 (SAGARPA SENASICA) メキシコへのBSE侵入を回避するための予防策及び疫学サーベイランス(2005/5/25)
	2	農業畜産農村開発水産食品省食品衛生安全品質管理局 (SAGARPA SENASICA) Encefalopatía Espongiforme Bovina (BSE)
チリ	1	農業省農牧庁(SAG) 反すう動物への飼料としてのほ乳動物由来たん白質の使用規制に係る技術マニュアル
	2	農業省農牧庁 (SAG) TSEサーベイランスの技術マニュアル
	3	農業省農牧庁 (SAG) BSEアクティブサーベイランス計画の技術的基礎
	4	農業省農牧庁 (SAG) BSEサーベイランスにおける獣医師による観察、サンプルの採取、報告の手順
	5	農業省農牧庁 (SAG) BSE診断のためのサンプルの採取・輸送の技術マニュアル
	6	農業省農牧庁 (SAG) 牛の解体手順の技術マニュアル
	7	農業省農牧庁(SAG) 1990年以降のBSE対策の概要

国名	資料番号	資料名
米国	1	補足資料(10月21日提出) 5. 米国及びカナダにおける、動物性油脂の生産量及び各国からの輸入量について
	2	食品安全委員会 「米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性」に係る食品健康影響評価について
	3	米国諮問参考資料21 Title 21, Code of Federal Regulations, Sec.689.2000 (1997年8月4日)
	4	米国食品医薬品庁(FDA)プレスリリース Expanded "Mad Cow" Safeguards Announced to Strengthen Existing Firewalls Against BSE Transmission(2004年11月26日)
	5	FDAプレスリリース FDA News, FDA Proposes Additional "Mad Cow" Safeguards (2005年10月4日)
	6	米国諮問参考資料24 FDA CVMホームページ CVM Update, (2004年7月9日)
	7	米国諮問参考資料26 農林水産省ホームページ 米国及びカナダにおけるBSE対策の現地調査について(報告)(2005年5月19日)
	8	米国諮問参考資料23 CVM Update-Update on Feed Enforcement Activities to Limit the Spread of BSE-(2005年3月17日)
	9	米国諮問参考資料25 米国会計検査院(GAO) MAD COW DISEASE,GAO-05-101 (2005年2月25日)
	10	米国諮問参考資料12 在日本米国大使館ホームページ 牛海綿状脳症(BSE)に関する質問と答え(2005年3月3日)
	11	米国諮問参考資料30 Federal Register/Vol.69, No.7(2004年1月12日) と畜場及び食肉処理施設におけるSRMの除去、ダウナー牛の食用禁止等の規制強化に関する連邦規則
	12	米国諮問参考資料9 国際調査団が行った米国のBSE対策に関する調査報告書(2004年2月2日)
	13	SSC Opinion on the Scientific Steering Committee on the human exposure risk (HER) via food with respect to BSE (1999年12月10日)
	14	Studies on the efficacy of hyperbaric rendering procedures in inactivating bovine spongiform encephalopathy(BSE) and scrapie agents.Vet Rec. Vol.142:pp.474-480
	15	米国諮問参考資料27 APHIS, BSE Surveillance Plan(拡大サーベイランス計画)(2004年3月15日)
	16	米国諮問参考資料28 ハーバード大学が行った拡大サーベイランス計画の評価
	17	米国諮問参考資料29 USDA, Additional Question and Requests to USDA(サーベイランス部分抜粋)(2005年4月)
	18	NVSLホームページ BSE Network Labs(2004年5月17日)(http://www.aphis.usda.gov/vs/nvsl/labcertification/BSElabs.htm)
	19	補足資料(2005年6月10日提出) 6. 米国及びカナダにおける牛の飼育形態(飼料内容を含む)及びリスク評価対象牛の詳細な情報(品種、月齢構成、飼育形態等)
	20	補足資料(2005年7月8日提出) 5.米国のサーベイランスの詳細(地域別・月齢別等のデータ)
	21	補足資料(2005年8月22日提出) 2.米国の検査要領について
	22	補足資料(2005年9月9日提出) 4.米国のラボで使用しているELISA、WB及びIHCの詳細な検査プロトコル又は検査マニュアル
	23	補足資料(2005年7月29日提出) 1.米国における2頭目のBSE感染牛(5)USDAが通常実施しているIHC及びWBプロトコル

国名	資料番号	資料名
米国	24	補足資料(2005年10月21日提出) 1.米国及びカナダにおけるBSE確認検査結果の判定体制について(専門家会議の人数、専門家の専門分野、判定手順等)
	25	USDA 輸出証明(EV)プログラム(2005年12月12日)
	26	補足資料(2005年7月8日提出) 資料番号13: 米国とカナダについて 代表的SSOPとHACCPの見本
	27	米国諮問参考資料36 牛の月齢判別に関する検討会報告書及び関係資料
	28	補足資料(2005年7月8日提出) (参考資料)「牛枝肉の生理学的成熟度に関する研究」最終報告書への追加報告について
	29	米国諮問参考資料13 USDA, OVERVIEW OF THE U.S. BEEF INDUSTRY (2004年10月)
	30	米国諮問参考資料15 National Agricultural Statistics Service USDA, Livestock Slaughter 2004 Summary
	31	補足資料(2005年9月22日提出) 参考資料1.生産記録又は牛枝肉の生理学的成熟度を利用した輸出証明プログラムの対象となる牛の割合
	32	補足資料(2005年8月22日提出) 5.米国における生前検査獣医師による生前検査の実施状況及びと畜場ラインにおける獣医師の役割
	33	補足資料(2005年9月9日提出) 2.と畜場における検査体制の日米比較
	34	補足資料(2005年9月22日提出) 1.と畜場における獣医師及び検査員の役割及び権限
	35	補足資料(2005年6月10日提出) 7.バッカーの構造、従業員数、処理頭数
	36	補足資料(2005年7月29日提出) 3.サーベイランス(1)サーベイランスを実施した牛の年齢分布(カテゴリー別、乳肉別、地域別等)
	37	補足資料(2005年10月21日提出) 2.米国及びカナダのバッカーにおける、食肉検査官によるせき髄除去の確認について
	38	補足資料(2005年8月22日提出) 6.米国における扁桃の取り扱い及び実施状況に関する文書
	39	補足資料(2005年9月9日提出) 8.米国における、と畜場等の衛生管理に関する規則の遵守状況に関する情報
	40	Preliminary observations on the pathogenesis of experimental bovine spongiform encephalopathy (BSE): an update. Vet Rec. (1998)142: 103-106.
	41	Pathogenesis of experimental bovine spongiform encephalopathy: preclinical infectivity in tonsil and observations on the distribution of lingual tonsil in slaughtered cattle. Vet Rec. (2005)156: 401-407.
	42	Highly bovine spongiform encephalopathy-sensitive transgenic mice confirm the essential restriction of infectivity to the nervous system in clinically diseased cattle. J Infect Dis. (2005) 192: 934-942.
	43	PrPSc distribution of a natural case of bovine spongiform encephalopathy. International Symposium Prion Disease Food and Drug Safety, Sendai, Japan 2004.
	44	補足資料(2005年9月9日提出) 6.輸入停止前の米国及びカナダからの牛肉、内臓、舌等の部位別輸入実績
	45	SSC Opinion on TSE infectivity distribution in ruminant tissues(state of knowledge,December 2001)
	46	2005年プリオン研究会抄録集 国内BSE牛3例の体内プリオン分布(2005年8月26、27日)
47	FSIS To Allow Use Of Small Intestine From U.S. And Eligible Countries	

国名	資料番号	資料名
カナダ	1	補足資料(10月21日提出) 5. 米国及びカナダにおける、動物性油脂の生産量及び各国からの輸入量について
	2	カナダ諮問参考資料23 CFIA Canada's Feed Ban Regulations(Canada Gazette, Part I, Vol.131, No.16, p2317) (1997年7月25日)
	3	カナダ諮問参考資料25 CFIA News Release, New Regulation Proposed For BSE-Related Feed Controls(2004年12月10日)
	4	カナダ諮問参考資料26 CFIA News Release, Backgrounder on New Regulations Proposed for BSE-Related Feed Controls(2004年12月10日)
	5	カナダ諮問参考資料27 農林水産省ホームページ 米国及びカナダにおけるBSE対策の現地調査について(報告)(2005年5月19日)
	6	カナダ諮問参考資料 24 CFIA, Feed Ban Review(2005年3月2日)
	7	カナダ諮問参考資料28 CFIA, National Bovine Spongiform Encephalopathy(BSE) Surveillance program(2005年3月24日)
	8	カナダ諮問参考資料 29 CFIA, Surveillance(2005年5月)
	9	Government of Canada Technical Overview of BSE in Canada(2005年6月)
	10	補足資料(2005年7月29日提出) (参考資料)カナダにおけるBSE感染牛の診断、サーベイランスの年齢分布等
	11	補足資料(2005年7月29日提出) BIO-RAD TeSeEプロトコル
	12	補足資料(2005年7月8日提出) 7.カナダにおけるBSE確定検査方法(ウエスタンプロット法の導入の真偽)
	13	補足資料(2005年7月29日提出) IMMUNOHISTOCHEMICAL DETECTION OF PRION PROTEIN IN BOVINE SPONGIFORM ENCEPHALOPATHY USING A DAKO AUTOSTAINER
	14	CFIA 日本向けに輸出可能な牛のと殺と牛肉製品の加工に係る基準(2005年5月16日)
	15	カナダ諮問参考資料 34 CFIA Attachment 3.0 Age Verification(2005年3月25日)
	16	カナダ諮問参考資料 35 CFIA Attachment 3.1 Canadian Cattle Identification Agency(2005年3月25日)
	17	カナダ諮問参考資料 36 CFIA Attachment 3.2 ケベック州農業トレーサビリティ庁(ATQ)(2005年3月25日)
	18	カナダ諮問参考資料 37 CFIA Attachment 3.3 Audit protocol to verify the accuracy of birth date information in the CCIA and ATQ(2005年3月25日)
	19	カナダ諮問参考資料 14 CFIA, Overview of Canada's Safeguards(2005年2月21日)
	20	補足資料(2005年6月20日提出) 1.バッカーの構造、処理頭数(カナダ)
	21	Health Canada Draft Risk Assessment Impact of SRM Policies on Potential Levels of BSE Infectivity in Food(2003年7月23日)
	22	カナダ諮問参考資料 30 CFIA Removal of Specified Risk Materials(SRM) from Cattle Slaughtered in Establishments Inspected Under the Meat Inspection Regulations,1990(2003年7月24日)
	23	補足資料(2005年7月8日提出) 資料番号13:米国とカナダについて と畜場での作業フローチャート:日本との比較 各段階における検査員の配置状況
	24	補足資料(2005年8月22日提出) 参考資料1.カナダのと畜場における扁桃除去に関するSSOP

国名	資料番号	資料名
中国	1	農業部(MOA) Risk Analysis and Assessment of Bovine Spongiform Encephalopathy in China
	2	農業部(MOA) (BSEのアクティブサーベイランスの継続的発展)
	3	農業部(MOA) 国家动物疫情测报体系管理规范(试行)(動物疫病サーベイランス体系管理规范(试行))
	4	農業部(MOA) Animal Health in China 2004~2005(中国における動物衛生の状況)
	5	農業部公告第203号 2002年6月10日
	6	農業部公告第387号 2004年6月23日
	7	農業部(MOA) 獣医公報(2005年 Vol.7 No.2)